

平成29年度 中小企業知財金融促進事業
知財ビジネス評価書作成支援 公募説明会

配布者限り
禁無断転載

公募要綱・応募方法の概要

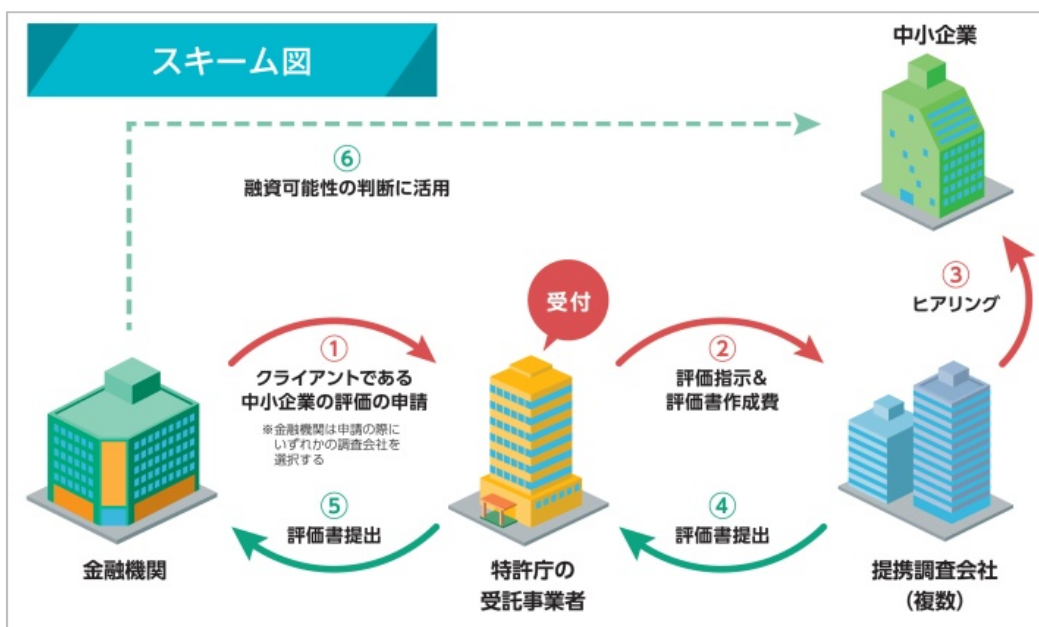
2017年5月29日(名古屋)
30日(東京)
6月6日(大阪)

平成29年度の公募事業について

公募～知財ビジネス評価書提供の基本的な流れ

- 公募については、以下のような流れで実施する予定です。
- 応募にあたっては、事前に企業様と調整をお願いします。
- 採択結果については、採否に関わらずご連絡をさせていただきます。

スキームの概要



ご応募いただいた全ての案件が採択されるとは限りません。
予めご了承をお願いします。

応募時のポイント

Point

応募いただけるのは「**金融機関**」の皆様のみです。

Point

応募前に、評価対象となる**企業様にご説明**をお願いします。

Point

特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを持っている1企業だけが評価対象となります。

Point

評価をお願いしたい調査会社を、金融機関の皆様が**応募時に選んでください**²。

Point

評価書提供から一定期間経過後に事務局が**金融機関の皆様**にアンケート調査もしくはヒアリング調査を実施させていただきます。

¹ 出願中や権利失効の場合は対象外となります。

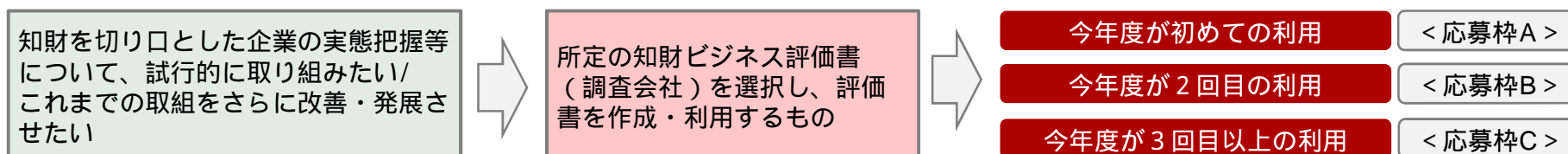
² 応募金融機関が調査会社と独自に提携しており、かつ当該調査会社の評価書の活用実績がある場合には、応募の際に同一の調査会社を指定することをお断りさせていただいております。

公募のパターン

- 本事業では、大きく「一般公募」「伴走型支援」の2つのパターンの公募があります。

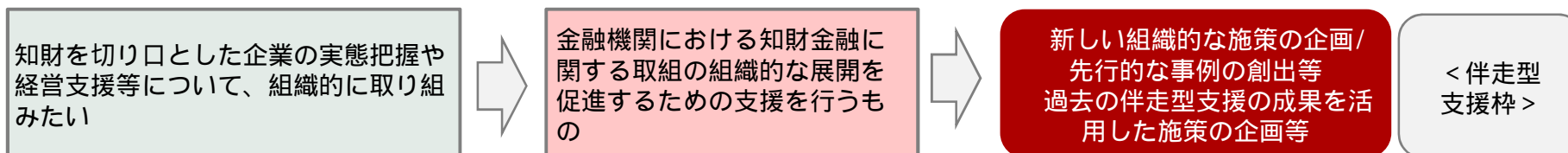
一般公募

知財ビジネス評価書を通じて、知財を切り口とした企業の経営支援に試行的に取り組みたい金融機関や、これまでの取組をさらに改善・発展させたい金融機関向け



伴走型支援

知財を切り口とした企業の経営支援について、組織的な施策の企画・実施に取り組みたい金融機関向け



一般公募：応募概要

■一般公募枠の応募概要

- 金融機関からの応募に基づき、評価書を作成（応募時に調査会社を選択し申請）
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権のいずれかを保有する中小企業を対象に評価書を作成
- 評価書を無償で作成・提供
- 今年度事業における評価書の作成予定件数：伴走型支援とあわせて200件
- 募集開始：平成29年6月19日（月）（採択予定件数に達し次第終了）

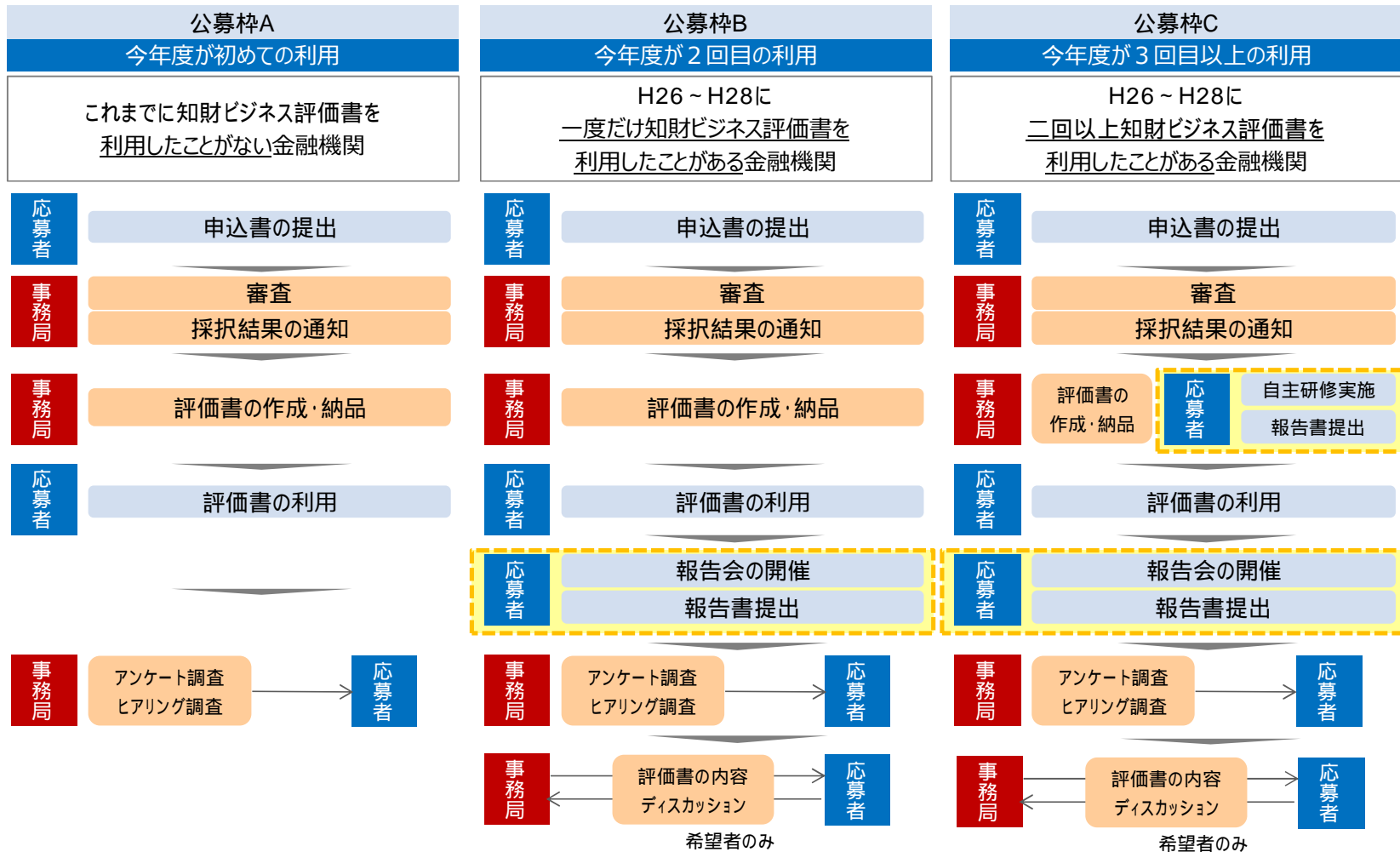
■一般公募枠が想定する対象金融機関

- 特許等の知的財産を切り口とした中小企業の事態把握・評価をしたことがない金融機関
- 適切に評価することが困難な金融機関 / 等

過去に知財ビジネス評価書作成事業を利用したことがある金融機関も応募可能です。
ただし、次頁に記載したように、過去に利用実績を有する機関には、本事業への追加協力を依頼させて頂く予定です。

一般公募：応募～利用までの流れ

- 過去に特許庁事業を通じて知財ビジネス評価書を作成・利用したことがある金融機関には、評価書の利用に際して事業への追加的な協力をいただきます。



伴走型支援:目的

- 伴走型支援では、「金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開の促進」の実現を目的としています。
- 伴走型支援は、個別の取引先の支援ではなく、組織的展開を目的としております。そのため、応募にあたっては検討した施策を実行に移すための調整を組織内で行っていただく必要があり、そのような調整に適した部門からの応募を想定しております。

伴走型支援:全体構成

- 伴走型支援では、応募金融機関における知財金融に関する取り組みの組織的展開に関して、「 先行的な事例の創出」「 標準化された施策の活用」の2つのアプローチでの支援を実施いたします。

知財金融に関する新しい組織的な施策を企画・実施し、先行的に事例を創出(ツール、手法、研修コンテンツ等を新規開発)

平成28年度の伴走型支援での成果(ツール、手法、研修コンテンツ等)を活用して標準化された組織的な施策を企画・実施

伴走型支援：伴走型支援を通じた成果イメージ

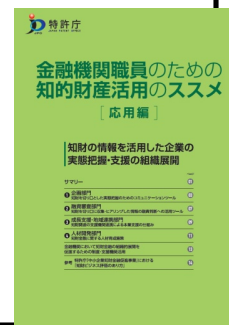
- 「**先行的な事例の創出**」では、採択金融機関の企画部門において検討している**知財金融に関する新しい組織的な施策**について、**当社研究員・コンサルタントが企画・実施の支援(アドバイザー)**を行い、**先行的な事例の創出(ツール、手法、研修コンテンツ等の開発)**を行います。
- 「**標準化された施策の活用**」では、平成28年度の伴走型支援での**成果(ツール、手法、研修コンテンツ等)**を活用して**標準化された組織的な施策**をもとに、**当社研究員・コンサルタントが採択金融機関の企画部門と調整し、カスタマイズ(企画・調整)に関する支援(アドバイザー)**を行います。
 - 「**標準化された施策の活用**」のイメージとして、応用編マニュアルをご参照ください。

「先行的な事例の創出」

- 知財金融の観点を踏まえた、事業性評価ツールの見直し
- 知財金融の観点を踏まえた、審査における営業部門・融資部門の目線合わせ
- 知財金融の観点を踏まえた、営業スキーム(独自ツール、営業手法含む)の開発
- 知財金融の観点を踏まえた、人材育成・評価制度の開発(例：部店評価制度の見直し等)
- 知財を切り口とした中小企業支援に係わる自治体施策と連携した、当該金融機関としての独自スキーム(独自ツール、自治体・支援機関等との提携を含む)の開発

「標準化された施策の活用」

- 知財金融の観点を踏まえた、標準的な定性評価シート
- 知財金融の観点を踏まえた、営業におけるコミュニケーションツール(ヒアリングの観点、フィードバックにおける専門家コメント)
- 知財金融の観点を踏まえた、取引先企業の実態把握のための分析スキル向上研修



伴走型支援：留意点

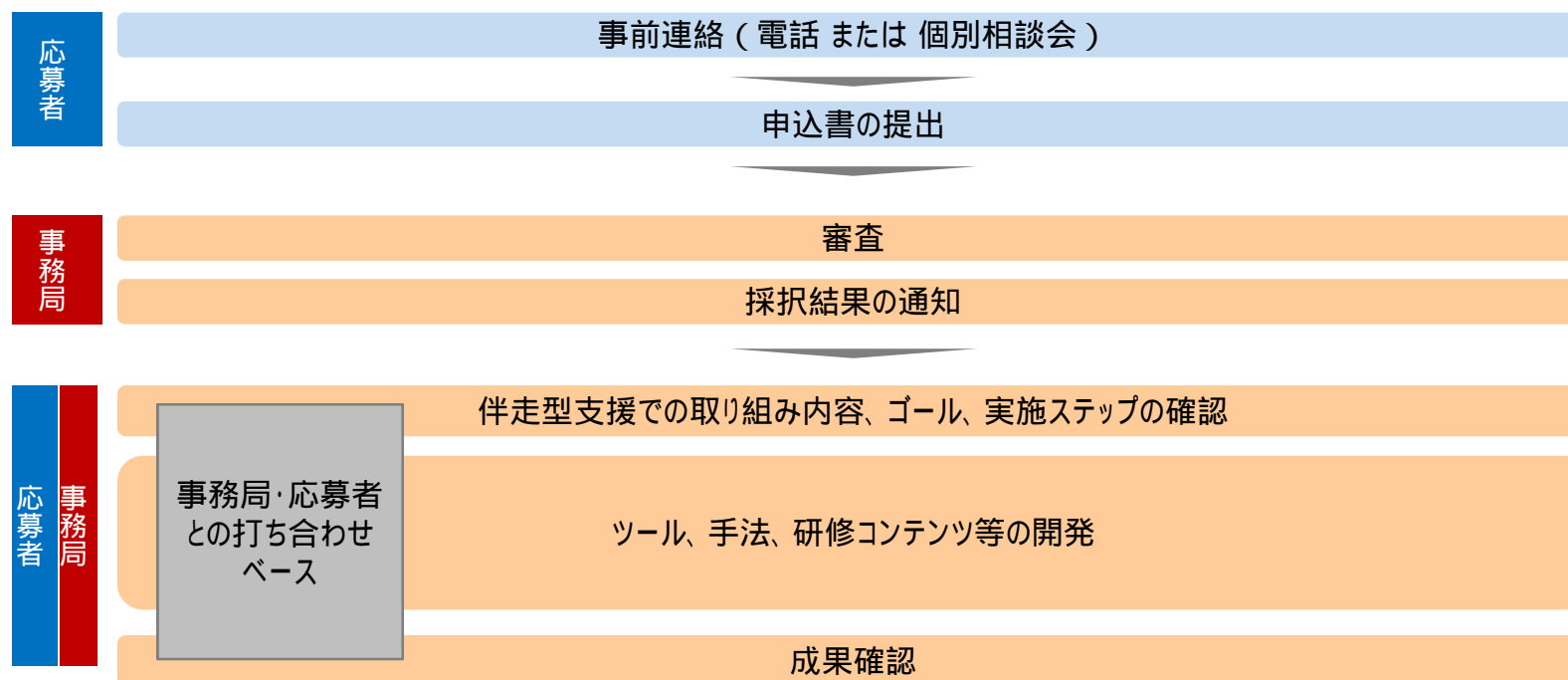
- 「「 先行的な事例の創出」における「新しい組織的な施策」や「先行的に事例を創出」の「新しい」「先行的」は事務局の観点によるものであり、採択金融機関にとって「新しい」「先行的」な施策・事例であっても必ずしも「 先行的な事例の創出」に該当するとは限りません。事務局にて平成28年度の伴走型支援での成果に類すると想定される場合は「 標準化された施策の活用」のアプローチによる支援となります。
- そのため、【伴走型支援枠】の応募に際しては、「 先行的な事例の創出」「 標準化された施策の活用」を特定した形での募集は行わず、【伴走型支援枠】として応募いただき、事務局にて申込金融機関に内容を確認の上で「 先行的な事例の創出」「 標準化された施策の活用」のいずれのアプローチが適するかを相談させていただきます。
- 「 先行的な事例の創出」「 標準化された施策の活用」のいずれの支援においても、取引先企業の知財活用の状況を把握する上で評価機関による知財ビジネス評価書の作成も可能です（伴走型支援では評価機関による知財ビジネス評価書の作成は必須ではありません）。

伴走型支援：応募要件

- 伴走型支援は、組織展開施策の検討を行って頂くため、応募・採択の条件として、各金融機関に、組織として成果創出を意識した取り組みが可能なこと等を規定しています。
 - 例：伴走型支援に対して担当者個人ベースではなく、組織的に対応することができること(全社的な施策検討・実施が行えること)
 - 例：上記に照らして、現在自社内で展開している関連施策との関係、伴走型支援の位置付けが明確となっていること
 - 例：伴走型支援に際して評価のみならず、支援の部分で積極的に当社が提案する専門家や事業(例えば知財総合支援窓口等)の活用を検討し得ること
 - 伴走型支援の成果を積極的に社内に展開すること

伴走型支援：応募～利用までの流れ

- 伴走型支援では、申込書提出の前に事前に事務局へ連絡していただき、申込内容および伴走型支援での取り組み内容について確認させていただきます。
- 採択後は、弊社研究員・コンサルタントが訪問し、申込内容に沿った支援をいたします。



尚、伴走型支援を通じた成果については、本事業で実施する知財金融シンポジウム等においてご発表を依頼させていただく可能性もあります(その場合は、事前にご相談をさせていただきます)

伴走型支援：個別相談会

- 個別相談会は以下の日程で開催する予定です。
(個別相談会のお申込みは知財金融ポータルをご参照ください。また、伴走型支援への応募にあたって、個別相談会への参加は必須ではありません。)

東京会場

	10:30-11:30	13:00-14:00	14:30-15:30	16:00-17:00	17:30-18:30
6/14(水)					
6/15(木)					

名古屋会場

	10:30-11:30	13:00-14:00	14:30-15:30	16:00-17:00	17:30-18:30
6/12(月)					
6/14(水)					

大阪会場

	10:30-11:30	13:00-14:00	14:30-15:30	16:00-17:00	17:30-18:30
6/8(木)					
6/12(月)					

よくあるご質問

よくあるご質問とご回答

- これまでに、以下に示すようなお問い合わせを多くいただいております。
- ご回答を記載致しますので、ご確認ください。

よくあるお問い合わせ内容	ご回答
<ul style="list-style-type: none"> • 応募にあたっての条件はあるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 例えば以下のような条件があります。公募要領に応募資格を記載しておりますので、よくお読みのうえ、応募をご検討ください。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 応募者が金融機関であること ✓ 評価対象企業が中小企業であり、特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを保有していること ✓ 採択された場合、今後5年間ヒアリング調査やアンケート調査への協力可能であること
<ul style="list-style-type: none"> • 複数件の応募はできるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 応募件数自体に制限はありませんが、全体で採択できる件数に上限があるため、全てを採択できるとは限りません。
<ul style="list-style-type: none"> • どの調査会社を選べばよいかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> • WEBサイトに知財調査事業者が作成する評価書のサンプルや特徴、評価項目、対応業種、ヒアリングの有無等が記載してありますので、そちらをご参照のうえでご検討ください。
<ul style="list-style-type: none"> • 権利者が企業ではなく社長になっているが問題ないか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業ではしばしばあるケースなので、問題ありません。
<ul style="list-style-type: none"> • 他社との共有特許なのだが、応募できるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 応募いただけます。
<ul style="list-style-type: none"> • 現在出願中であるが、応募できるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 登録された有効な権利を保有していることが条件であるため、他に登録された権利がない場合は応募いただけません。
<ul style="list-style-type: none"> • 他社からライセンスを受けている権利を活用した事業を行っている企業は対象になるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 個別判断となるため、事務局にご相談ください。
<ul style="list-style-type: none"> • 業務提携等をしている調査会社があるのだが、応募にあたりその調査会社を指定してもよいか？ 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則、応募にあたって独自に業務提携等をしている調査会社を指定することはお断りさせていただいております。 • ただし、業務提携等をしているものの、まだ評価書の活用実績がない場合には、事前に事務局までご相談ください。

ご参考

公募情報の詳細は「知財金融ポータル」をご参照ください！！

知財金融ポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

Google™ カスタム検索

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

金融機関のための

知財を活用した事業性評価の手法を提案します！

企業の将来性
つかんでいますか？

知財ビジネス評価書
作成支援 公募説明会
を開催します！

こちらをクリック

評価にかかる費用
無料

中小企業の強みを
評価しませんか？

中小企業を知的財産の観点から評価する金融促進支援

事業紹介 | 知財ビジネス評価書 | 参考資料・刊行物 | **公募情報** | お問い合わせ

<http://chizai-kinyu.go.jp/>

公募に関する最新情報はコチラ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室

Phone: 03-6733-1405

E-mail: ipf@murc.jp
